

社会保障国民会議
第一分科会(所得確保・保障(雇用・年金))中間とりまとめ(抜粋)
「社会保障制度健全化の鍵は現役世代の活力」

2. 社会保障制度と経済活力

(2)現役世代の活力の維持・増大

少子・高齢化の急激に進む社会においては、社会保障制度に依存する人口はいやおうなく増える。それだけ社会保障制度の社会的重要性も高くなる。同時に、少子・高齢化は社会保障制度を支えることをより難しくもする。

そこで何よりも大切なのは、社会保障制度を支える基盤の充実である。働くことを望む若者、女性、高齢者など、働く意思のある人は誰もが、その能力を伸ばしかつ発揮できるようにする。将来に希望を持って安心して働けるよう、雇用機会、能力発揮機会を拡大することだ。結果として貴重な人的資源が最大限活用されるようにしていくことが重要である。

(略)

現在、次のような問題がある。

(略)

④高齢者雇用問題

日本は高齢者自身の就業意欲が高いという条件に恵まれている。こうした高い就業意思を持った日本の高齢者の仕事能力を活かすためには、希望すれば年齢にかかわらずいつまでも働き続けることのできる仕組みにしなければならない。「生涯現役社会」(働く意思と能力がある人が働き続けることができる社会)を構築するためには、企業が高齢者の有する能力を十分活かしていくことが重要である。

これは、(i)高齢者本人の所得確保、(ii)高齢者本人の社会参加・自己実現、という個人の幸福追求という点に加えて、(iii)年金制度の安定的運営、(iv)少子化時代に必要となる労働力を確保し、高齢層の消費も増やすことで活力ある経済社会を維持する、という社会的な意義もある。とりわけ、これまでの時代を切り開き、仕事に高い意欲と能力を持つ団塊の世代が60歳代を迎える中、この対策は、高い緊急性を持っている。

(略)

以上のような問題に対して以下のような政策対応が必要である。

(略)

④就労促進政策

(略)

高齢者の就労促進については、日本の高齢者の就業意思が極めて高い中で、高齢者の雇用を阻害すると考えられる要因として、定年制や在職老齢年金による就労調整が挙げられる。これらが持つ就労を過度に抑制する機能を見直し、働き方に中立的な制度となるよう検討する必要がある。年金の支給開始年齢引き上げに対応して、年金が65歳支給になる時点では、定年年齢もそこまで引き上げることなども含めて検討すべきである。また少なくとも65歳までは雇用が確保される条件を早急に整備しなければならない。年金についていえば、例えば、個々人が受給年齢を選択でき、働くときは年金を休止できるスウェーデン方式を参考に、いつ引退しても、受給月額調整により、年金の総受取額が変わらないような仕組みが考えられる。

また65歳まで定年延長ということになれば、雇用保険制度において高年齢雇用継続給付も見直すべきである。雇用保険適用対象を65歳以上まで拡大すると同時に、高年齢雇用継続給付は65歳以降に限った制度とするよう検討すべきである。さらに、社会全体に見られる高齢者＝65歳という年齢基準の見直しについて検討することや、既に募集・採用について一部の例外を除き年齢差別が禁止されているが、これを超えてより一般的な雇用における年齢差別禁止法制について検討することも必要である。こうした方策に加え、高齢者雇用を促進するために、たとえば高年齢層の雇用者比率が一定以上の企業を認定し、優遇策を講じるといったことも検討に値しよう。

また、高齢者の雇用を安定させるためには、仕事と介護の両立を支援する施策を強化することも有効だ。さらに、公務員について、率先垂範して、定年を65歳まで延長し、併せて天下りをなくす一方で退職年金を充実させ、他方、勾配のきつい年功賃金体系をよりフラットなものにすべきである、ともいえる。ただし以上の改革については、労使の合意形成や制度変革に伴う激変緩和などのために、一定の時間をかけて行うべきであることにも留意すべきである。

一方、高齢者の就業実現に向け、同一企業内だけでなく他企業への就職も促進していく必要がある。このため、公共職業安定所等における労働力需給調整機能の強化策を講ずるべきである。この場合に、募集・採用についての年齢差別禁止ルールの徹底を図るとともに、ジョブカード制度を高齢者についても活用するなど、その積み重ねてきた職業能力を効果的に示すことができるようにすることで、需給調整を効果的、効率的に実施すべきである。

さらに雇用という働き方に加え、社会貢献活動や起業をはじめ様々な側面で、とくに団塊世代などがますます活躍しうる余地は大きい。こうした高齢者の「これから」の仕事、暮らしについて相談できる地域のワンストップ窓口も整備すべきである。

社会保障の機能強化のための緊急対策(骨子)
—5つの安心プラン—

1. 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会

- ・知恵と経験豊かな高齢者が年齢に関係なく働ける環境整備、経験を活かした新規事業の立ち上げ支援等
- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための医療・介護・福祉サービスの充実や地域づくり(在宅での療養支援の仕組み、ケア付き住宅の整備促進、介護人材の確保等)

2. 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会

- ・救急医療の確保、産科医療・小児科医療の確保、地域病院の機能低下への対応等地域医療の確保に向けた緊急対策
- ・病院・診療所のネットワーク化の推進、勤務医・看護師等の役割分担の見直し等勤務医の過重労働緩和、これら実現のための医療経営や診療報酬体系の見直し

3. 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

- ・働き方の見直しを含む子育て支援対策の充実、利用者の視点に立った育児支援策に関する運用改善 等

4. 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会

- ・非正規労働者の雇用の安定、正規と非正規雇用間の均衡処遇、非正規労働者の能力開発支援策の充実、日雇い派遣など労働者派遣法制の見直し 等

5. 厚生労働行政に対する信頼の回復

- ・国民の目線に立った厚生労働行政の総点検